

名古屋市電子申請サービス（Graffer | グラフアー）を利用し、オンラインによる  
 | 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例等 |  
 についての手続きができるようになりました

## はじめに

- 名古屋市電子申請サービスの動作環境確認  
 こちらをご確認ください

- よくあるご質問 | 推奨環境

<https://graffer.jp/faq/usaq66>

- メールアドレスの受信設定  
 以下のメールアドレスから通知が届きますので  
 受信できるように設定をしてください

- [a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp)
- [noreply@graffer.jp](mailto:noreply@graffer.jp)

## 注意事項 | 電子申請日と受付日

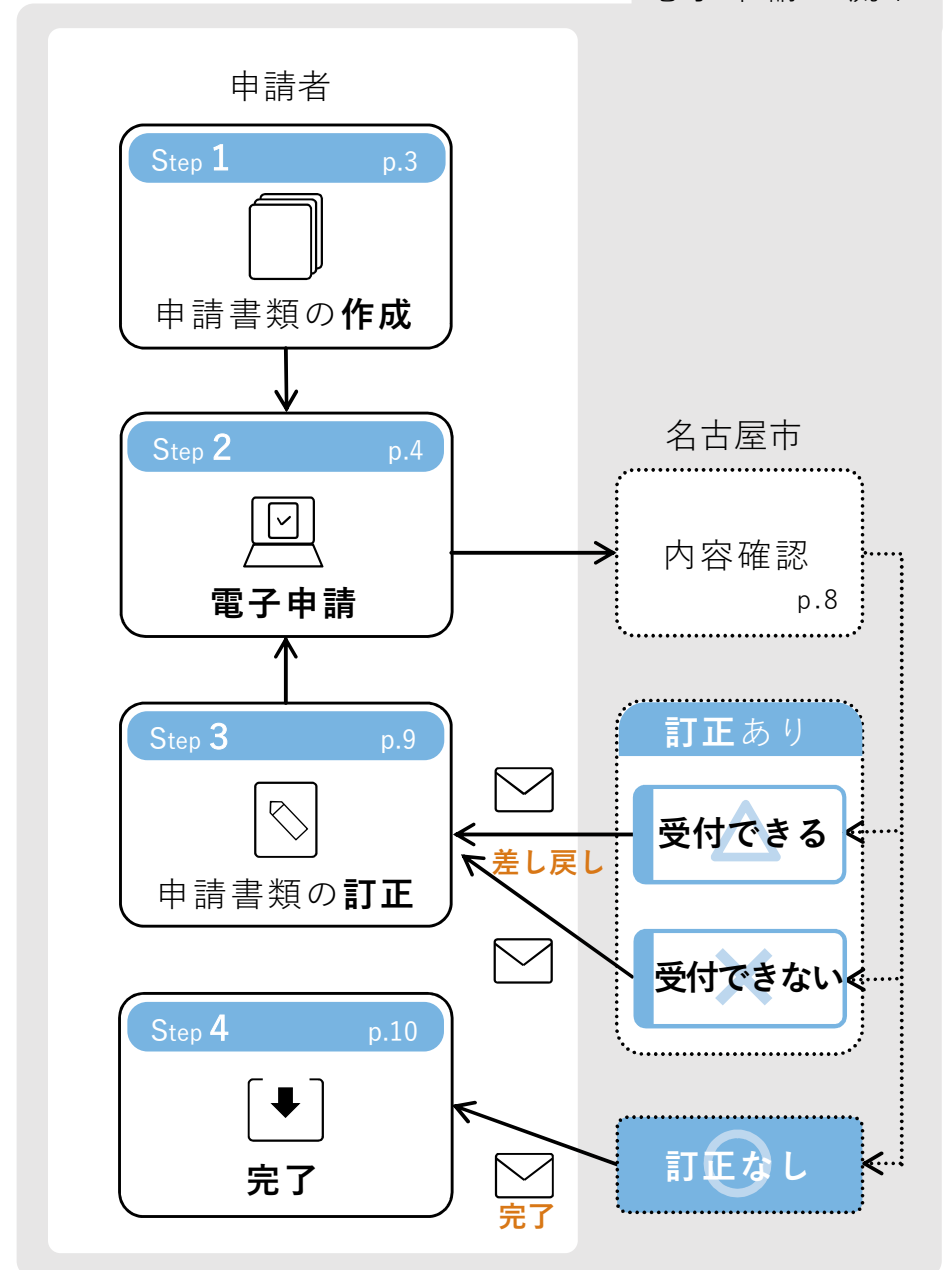
**電子申請日** 電子申請を行った日

**受付日**

市が電子申請を受付けた日 | **条例上の届出日**

- **開庁時間内（8:45～17:15）**に電子申請されたもので内容に大きな不備がなければ**電子申請日が受付日**
- **開庁時間外**に電子申請され内容に大きな不備がなければ**次の開庁日が受付日**

## 電子申請の流れ



## 1 名古屋市電子申請サービスへアクセスする

- 名古屋市電子サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



## 2 Grafferアカウントを新規登録する

- Grafferアカウントの登録は必須ではありませんが同一アカウントによる過去の申請内容を確認できるため推奨しています
- 登録しない場合、申請の一時保存や申請履歴等が確認できません
- 他の申請等のために既に登録している場合は不要です
- 登録方法はこちらをご覧ください

- よくあるご質問 | Graffer アカウントの作り方を教えてください

<https://graffer.jp/faq/wh3fgw>



## 1 様式データをダウンロードする

- 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例集

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000009325.html>

## 2 申請書類を作成する

こちらを参考にしてください

- 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例等の解説

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000009/9325/202404tyukousoukaisetu.pdf>

## 3 申請書類のデータを準備する

- ファイル名は中身がわかるものとしてください

例1 | [2517-30] ○○図

例2 | ○○区○○町○○図 など

- アップロード可能なファイル
  - 容量 | 各書類により 1 MB～5 MB で設定されています  
ひとつの項目に複数のファイルをアップロードする場合はzipファイル等にまとめてください
  - 形式 | png、jpg、jpeg、pdf、docx、xlsx、zip

### 申請書類

届出様式	中高層建築物				共同住宅型 集合建築物 建築計画書 (6号様式)
	標識設置届 (2号様式)		説明状況等報告書 (3号様式)		
	4-1 以外	4-1	4-1 以外	4-1	
付近見取図	●	●			●
配置図	●	●	●		●
各階平面図			●		●
立面図			●		●
断面図			●		●
地盤面算定表			●		●
法日影図			○		
実日影図	●	○			
現地の標識写真	●	●			
近隣説明資料			●	○	
教育施設等 協議資料			○	○	
説明会の 議事録等			○	○	
電波障害 調査報告書			○ 10m 超	●	
委任状	○	○	○	○	
隔地駐車場 関係書類等					○

●：必要

○：建築計画や説明の状況等に応じて必要

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例等の解説P2より

1 中高層条例の電子申請ページへアクセスする

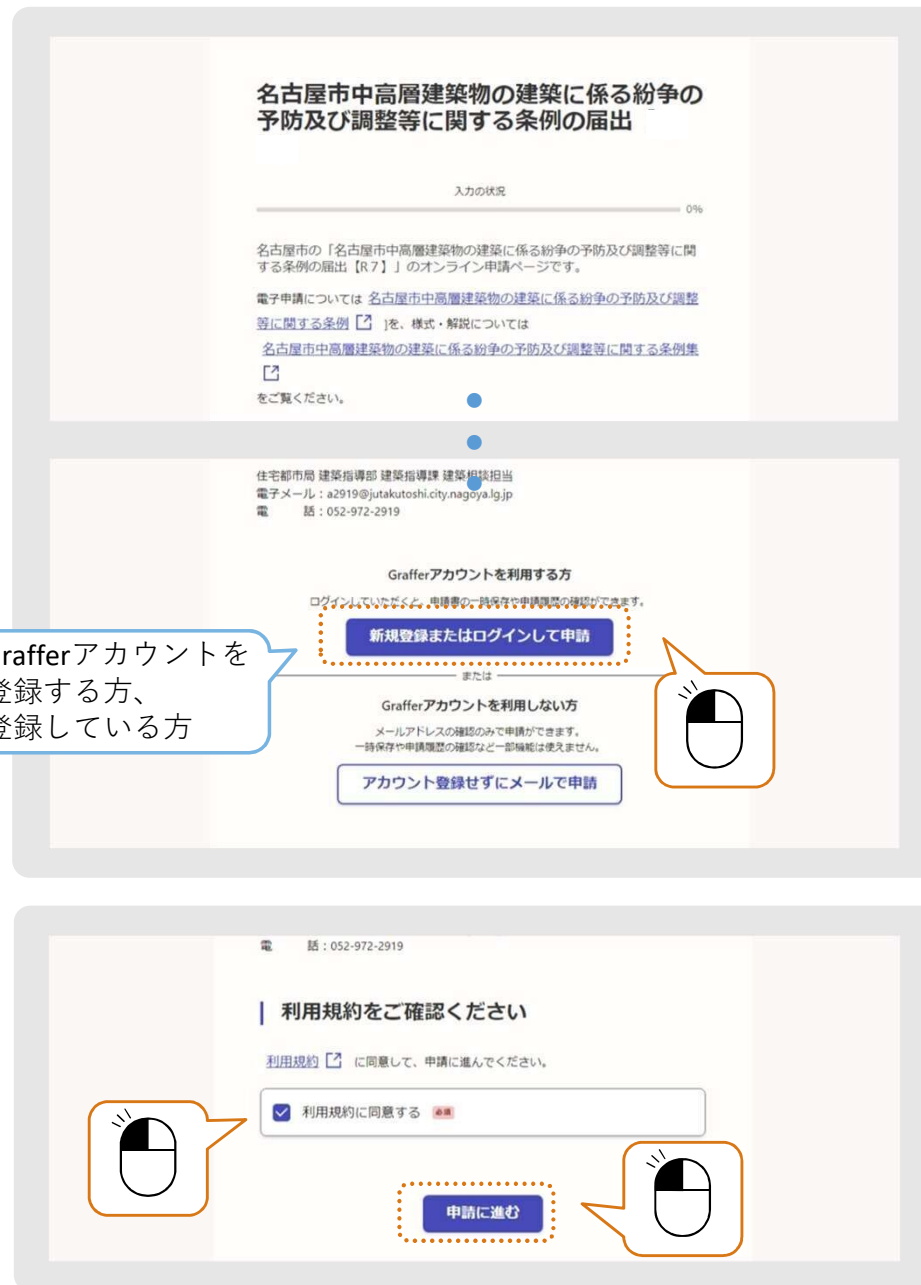
- 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の手続き

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/2919/door>

2 Grafferにログインする

- Grafferアカウントの新規登録の方法は Step0 ② | P.2 をご覧ください

3 利用規約を確認する



Grafferアカウントを登録する方、登録している方

利用規約に同意する

申請に進む

4 電子申請者の情報を入力する

- 建築主ではなく電子申請の入力者の情報を入力してください

5 電子申請する手続きを全て選ぶ

- 同じ建築物の手続きは同時に申請することができます

同時に申請する  
手続きを**全て**  
選んでください



入力フォーム

手続きを選んでください

手続きを選んでください 必須

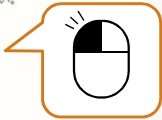
- 同じ建物の手続きは同時に申請することができます
- 今回同時に申請する手続きを全て選んでください
- 差し戻しになった電子申請を再提出する場合は、⑧再提出のみを選んでください

- ① 標識設置届
- ② 説明状況等報告書
- ③ 共同住宅型集合建築物建築計画書
- ④ 変更届
- ⑤ 建築取止届
- ⑥ 隔地駐車場事前協議書
- ⑦ 照合 (確認申請前の手続き)
- ⑧ 再提出 (差し戻しの場合)

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る



こちらのメールアドレス  
に通知が届きます

入力フォーム

電子申請者の情報

申請者の種別 必須

- 個人
- 法人

法人を検索して自動入力する

会社名・名前 必須

○ 電子申請者のお名前

会社名・名前を入力してください。

所在地 必須

電話番号 必須

○ 届出内容に確認が必要な場合、こちらにご連絡します。

メールアドレス 自動入力

○ 電子申請が完了や差し戻された場合、こちらに連絡が届きます。

連絡担当者名 必須

○ 電子申請者と異なる場合はご記入ください。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 申請の概要等の確認に戻る



いずれかを選んで  
ください



## 6 申請書類をアップロードする

- 各ファイル名は、書類の内容がわかるものとしてください

例1 | [2517-30] ○○図

例2 | ○○区○○○町 ○○図 など

## 7 申請内容を確認して申請する

- 一度申請をすると申請内容を変更することが困難なため間違いがないか再度確認してください

### 申請内容の確認

#### 電子申請者の情報

申請者の種別 <small>必須</small>	<a href="#">編集</a>
法人	<a href="#">編集</a>
会社名・名前 <small>必須</small>	<a href="#">編集</a>
相談担当	<a href="#">編集</a>
所在地 <small>必須</small>	<a href="#">編集</a>
市役所	<a href="#">編集</a>
看板写真（電子用）_無害化済.pdf <small>必須</small>	<a href="#">編集</a>
委任状 <small>任意</small>	<a href="#">編集</a>
その他必要な書類 <small>任意</small>	<a href="#">編集</a>
その他特記事項 <small>任意</small>	<a href="#">編集</a>

この内容で申請する

### 入力フォーム

#### ① 標識設置届

①-1 標識設置届（第2号様式） 必須

- 右上の日付は電子申請日としてください
- 現地に設置した標識と確認申請書の1~6面と同一内容にしてください
- 別紙も添付してください

[ファイルを選択...](#)

①-2 見取図 必須

- 都市計画情報提供サービスによる都市計画情報等を印刷したものまたは用途地域指定図に計画地の位置を明示してください

[ファイルを選択...](#)

①-3 配置図 必須

- 現地に設置した標識の位置を明示してください

[ファイルを選択...](#)

①-4 実日影図 任意

- 以下の内容を明記してください
- ・ 敷地境界線から10mのライン、2時間の等時間日影線
- ・ 真北の測定方法、測定日、基準線からの角度
- ・ 測定面、北緯

○ 他に必要書類がある場合はこちらに添付してください。

[ファイルを選択...](#)

その他特記事項 任意

- 他に特記事項がある場合はこちらにご記入ください。

申請に関して連絡事項がある場合は、こちらにご記入ください

0/400

一時保存して、次へ進む

[戻る](#)

## 8 市から通知が届く

- 申請が完了すると右の画面が表示され市から自動で「**電子申請のお知らせ**」の通知が届きます  
(この段階では受付けていません)



## ✓ 電子申請を取り下げる

- 市が申請内容を確認する前であれば申請を取り下げることができます  
| 対応ステータス: **受付済** |
- 申請を取り下げた場合、再度始めから申請が必要です
- 市が申請内容を確認している場合は申請は取り下げることができず、申請内容を変更することはできません  
| 対応ステータス: **処理中** |
- 取り下げることができず申請内容に変更などがあれば建築指導課相談担当 | 052-972-2919 | にご連絡ください
- 取り下げが完了すると、| 電子申請の取り下げ通知 | が届きます



9 市が申請内容を確認する

訂正あり

→ Step 3 | P.9

電子申請の差し戻し通知が届きます

受付できる

- 受付日
- 建築番号
- 差し戻し理由

記載

建築番号は  
同じ建築物の他の  
電子申請をする時  
に必要です



受付できない

- 差し戻し理由

記載

電子申請日が  
受付日にはなりません



訂正なし

→ Step 4 | P.10

電子申請の手続き完了通知が届きます

- 申請内容を確認するのに時間をいただきます
- 注意事項 | 電子申請日と受付日

電子申請日

電子申請を行った日

受付日

市が電子申請を受付けた日 | 条例上の届出日

- 開庁時間内 (8:45~17:15) に電子申請されたもので内容に大きな不備がなければ電子申請日が受付日
- 開庁時間外に電子申請され内容に大きな不備がなければ次の開庁日が受付日

1 申請書類を訂正する

- 電子申請の差し戻し通知に記載してある差し戻し理由を参考に、書類を訂正してください

2 再提出をする

- Step2 ①~④ | P.4 を参考にしてください
- **再提出のみを選択**してください

- Step2 ⑦⑧ | P.7 にすすみます

## 1 完了通知が届く

- 市から | **電子申請の手続き完了通知** | が届きます
- 再提出をした場合は、元の申請と再提出の申請の両方について | **電子申請の手続き完了通知** | が届きます

訂正なし

- 受付日
- 建築番号

記載

建築番号は同じ建築物の他の電子申請をする時に必要です

## | 電子申請の手続き完了通知 |

「 中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の手続き(25.04)」の電子申請の手続きが完了しました。

■ 申請番号  
5462-5525-7750-3806992

■ 申請日時  
2025-03-03 15:00:08

■ 手続き種類 ①標識設置届

■ 受付日 2025年4月1日

■ 建築番号 2417-30  
(電子申請で再提出する際に必要です)

申請の詳細は、以下のURLから確認いただけます。

## 2 交付物が発行される

- 照合・隔地駐車場事前協議書・照合後の変更届・建築物取止届の手続きを申請した場合、市から收受印や手続済印を記載した図面等が発行されます
- 市から | **交付物発行のお知らせ** | の通知が届きます
- 交付物は通知に記載のURLからダウンロードできます
- 交付物は、確認申請時に指定確認検査機関等に提出してください。

## | 交付物発行のお知らせ |

「名古屋市 中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の手続き(25.04)」の交付物が発行されました。

■ 申請の種類  
名古屋市 中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の手続き(25.04)

交付物は、以下のURLからダウンロードいただけます。

[https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/2469814300642?tab=ISSUE\\_FILE](https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/2469814300642?tab=ISSUE_FILE)

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。

### 3 電子申請システムにログインする



### 4 交付物をダウンロードする

- 交付された図面はご自身で管理してください
- 指定確認検査機関にはこれらの書類をご提出ください

